

令和7年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名：長野県

農業委員会名：南箕輪村農業委員会

I 農業委員会の状況(令和7年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和5年7月20日

任期満了年月日 令和8年7月19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	11	11
認定農業者	—	2
認定農業者に準ずる者	—	6
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	4	4	4

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	549
農業経営体数	245

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	297
女性	112
40代以下	38

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	40
基本構想水準到達者	76
認定新規就農者	3
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	509	332				841

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

Ⅱ 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)／(A)	
	841	ha	543	ha	64.6	%
課題	・担い手が高齢化する中での新たな担い手の発掘や育成 ・作業効率を上げるための農地の集約、圃場の面積拡大、大型機械の通行可能な道路整備					

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和15年度	集積率	70%
今年度の新規集積面積	38 ha	農地面積(C)	841 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	563 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	66.9%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	6.5 ha	3.8 ha	2.7 ha
課題	農業者の高齢化等により、後継者や担い手が不足しているため、新たな担い手の育成及び確保が課題となっている。また、相続未登記農地や狭小地、不形成農地等、耕作不便な農地については、遊休農地化することが懸念される。		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	5.9 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	1.18 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	2.5 ha
--------------------------	--------

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	簡易な基盤整備により復旧することが可能な農地については、村(営農センター)補助金や遊休農地解消緊急対策事業等を活用し、簡易な整備を行った上で、担い手に農地集積する取組を支援する。復旧が困難な農地については、非農地判断を行うなど遊休農地の解消を進める。工程表の作成については、県、村、農地中間管理機構等、関係機関と協議を行い、遊休農地の解消方針を定めた工程表の策定に取り組む
-------------------------	--

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	1.3 ha
---------------------------	--------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	R4年度新規参入者		R5年度新規参入者		R6年度新規参入者	
	3	経営体	4	経営体	3	経営体
	1.9	ha	1.7	ha	1.2	ha
課題	・新規参入者の希望と貸付可能な農地が適合すること ・新規参入者の発掘					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和4年度		令和5年度		令和6年度		平均	
	60.6	ha	50.4	ha	50.9	ha	54.0	ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積					5.4	ha		

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10	日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	11	人
			農地利用最適化推進委員の人数	4	人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数		6	回
取組時期	取組項目	強化月間の内容	
6月～8月	①農地の集積	農地の集積強化月間として、農地の貸付け売渡しなどの利用意向を取りまとめ、それを基に認定農業者等の中心経営体の方々と一緒に利用調整会議を開き、農地の集約、集積について話し合う。また、個別訪問等を行いながら担い手農業者と農地所有者の仲介役となって、農地のマッチング活動を行う。	
7月・8月・9月	②遊休農地の解消	農地利用状況調査以外の見回り強化月間とし、各委員が遊休農地となりそうな農地を洗い出し、農地所有者や担い手への声掛けを行う。	
10月 3月	③新規参入の促進	新規参入相談月間として、相談会を開催し、農地の貸借等に関する相談を受ける。また、日々の活動の中で農業者と情報交換をし、新規就農の希望者がいないか聞き取りを行う。	

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数		2	回
開催時期	10月 3月	相談会名	新規参入相談会
参加者数	7	開催場所	南箕輪村役場
相談会の内容	新たに就農を考えている人を対象にした、農地の貸借や売買、今後の計画についての相談会を開催する。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)